

## 投票環境の向上方策等に関する研究会（第3回） 議事要旨

### 1 日時

平成26年7月14日（月）14:15～16:15

### 2 場所

総務省 共用10階会議室

### 3 出席者

（委員）磯部座長、秋野委員、卯本委員、大橋委員、小尾委員、  
河村委員、小島委員、品田委員、清水委員、廣井委員、  
望月委員、山崎委員

（総務省）安田選挙部長、大泉選挙課長、杉原管理課長

### 4 議事要旨

各議題の前に事務局より議題の概要を説明

#### <不在者投票における投票用紙等のオンライン請求について>

- ・ パソコンに不慣れな人もいるので、従来の請求方法はそのまま残しつつ、プラスアルファとしてオンライン請求を認めるのであれば、選択肢が広がるものであり、選挙人や不在者投票管理者の利便性は向上する。
- ・ 一部分でもオンライン化されれば、その部分の時間が短縮され利便性が高まると思われるが、投票用紙等の請求より後のやりとりも結構時間がかかる。
- ・ 都心にある大学病院等には、全国各地から入院している患者がいるため、投票用紙等の請求は入院患者の住所地のそれぞれに請求することが必要であり、管理者等の負担が大きい。オンライン請求により簡便に、一括して請求ができれば、病院等における不在者投票も増えると考えられる。
- ・ オンライン請求における公的個人認証に相当するものを、現行の郵便による請求においては行っていないが、これらのバランスをどう考えるか。一方で、有権者からは、投票時の本人確認をしっかりとすべきとの意見も出ている。
- ・ 本研究会はICTの活用を言っているので、こういうところから始めて、徐々に問題点も含めて研究して行って、さらに便利にしていくというのはいいことではないか。
- ・ 不在者投票の投票用紙等の請求手続は公選法に定められた統一的な手続であることから、e-Taxのように全国的なポータルサイトを1つ構築し

て、選挙人からの申請を各選管に届けるというシステムが考えられるのではないか。

- ・ 投票用紙等の請求について、現在は名簿登録地選管と直接やりとりしているが、全国統一のポータルサイトを作った場合、障害が発生して選挙人の投票に支障が生じたときの責任の所在をどう考えるかは課題。
- ・ 実際にオンライン請求を利用するまでに、住基カードの取得やリーダーライタの購入など事前の準備が大変であり、実現に当たっては、公的個人認証をいかに周知するかが最大の課題。
- ・ 全国的なシステムであり、円滑な運用ができるか、障害に対応できるかといった点について予想が付かない部分もあるので、全国一斉に導入するのではなく、実験的に特定の団体で導入するという事も考えられるのではないか。
- ・ オンライン請求については、一気に大胆に改革するという話ではなく、メリット・デメリットを比較しつつ、少しでも利便性を向上させるのために、やれるところから一歩進めていくという方向性でよいのではないか。

#### <都道府県選挙の選挙権の取扱いについて>

- ・ 同一都道府県の区域内の他の市町村へ2回以上住所を移転した場合についても、選挙権を認めることが適当である。
- ・ 選挙管理委員会が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、同一県内で2回以上住所移転した事実を確認する方法を認めることが適当である。
- ・ この場合、従来からの引続証明書により確認する方式については、廃止してもよいのではないかという意見もあったが、一方で、引続証明書を持参した場合には投票所において待ち時間が少なくなるというメリットがあるのでないかという意見もあった。
- ・ 来春の統一地方選挙までに制度改正されることが望ましい。

#### <選挙人名簿の登録制度の見直しについて>

- ・ 定時登録の回数を増やすことは良いことではあるが、登録日の設定等について合理化を図ることとセットで行うべきではないか。基準日を変えずに登録日を翌開庁日に動かすのであれば影響はほとんどないのではないか。
- ・ 定時登録回数を増加した場合、登録業務を業者に委託している場合には登録回数の増加により経費負担が増加する、選挙時登録と同時期に定時登録を行うケースが増加する、という意見もある。
- ・ 登録回数を増加すること自体は可能と思われるが、選挙人名簿を登録の度に印刷している団体もあるなど、登録事務に関しては団体ごとに色々なや

り方をしているものと思われる。

- ・ 20歳直前で住所を移した場合に名簿登録されないという問題については、何か工夫ができれば対応すべきである。なお、選管の事務処理が複雑になる可能性があること等に留意する必要がある。

#### <選挙人名簿の縦覧・閲覧制度の見直しについて>

- ・ 縦覧については、あまり利用されていない。異議の申出の件数も少ない。また、調査の請求に基づき、仮に選挙人名簿に誤りがあれば補正登録するという方法もある。ただ、現実には選挙人名簿はかなり正確になってきているので、調査請求に基づき補正登録を行うこともあまりない。登録に確定的な効果を与えなくなっている意味合いからしても、縦覧制度の見直しを行うことが適当ではないか。
- ・ 仮に縦覧制度を廃止する場合、異議の申出制度をどうするか。異議の申出を廃止する場合には、調査の請求という単なる苦情申出の仕組みしか残らなくなることをどう考えるか。
- ・ 争訟手段としての異議の申出を残したときには、申出の対象者や期間をどうするかという論点がある。